

写

受理番号	陳情第6号
受理年月日	平成28年 2月10日

陳 情 書

二宮町議会

議長 添田孝司 殿

二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定に関する陳情

2016年2月10日

一色・緑が丘霊園経営に反対する会

代表 赤石 稔

住所 二宮町緑が丘2-11-2

電話 0463-71-9017

【陳情の趣旨】

私たちは、二宮町一色字打越及び同町緑が丘において、宗教法人立国教会が県に経営許可を求めている墓地予定地から110メートル以内にある住居で生活する、本県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第4条第3項に該当する住民です。この宗教法人による「墓地等経営計画」に関する標識が平成27年10月27日掲示されました。

宗教法人立国教会は、秦野市内の民間企業経営者である現代表が、権利を得た翌年から霊園経営をしていますが、まだ5年ほど経過したばかりの霊園経営専門法人です。信徒なし、檀家なし、本堂なしで宗派社務所からは宗派とは関係がないと言われた団体で、修行した僧侶もおらず、墓地販売以外に二宮町民と関わりがありません。

また、この宗教法人が経営許可を求めている墓地予定地は、もともと駐車場として農地転用許可がされたにも関わらず、一度も駐車場として利用されることなく墓地予定地へと用途変更されています。

この宗教法人が経営許可を求めている墓地予定地は、住宅地に隣接した土地となっており、条例で定める110m以内に約150戸もの住宅があり、目隠しで隠せないほど住宅地に隣接しています。また、メゾン二宮の方向に傾斜した位置にあるため元気に過ごされるお年寄りや送迎のご家族には不吉な場所となります。

現在これを規制する規則が無いために現行の条例ではどんなところにも墓地を作ることが出来てしまいます。今回の事例も含めて即刻規制をかけて頂きたい気持ですが、今後も二宮町でこのような事例が起こらないように「神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例」を早急に二宮町に取込み、町独自の追加規制を加えて頂きたく陳情致します。

【陳情事項】

1. 「二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例」の早期制定を要望致します。

条例の中で以下の制限を要望します。

- (1) 宗教法人は町内に本堂や教会を構え、文化庁の宗教法人の管理運営指針にある宗教活動を町内で5年以上行っていること
- (2) 墓地等の境界線と人家（住宅）との距離が最低でも100m以上であること
- (3) 住宅地の近隣に後から建設する墓地は、建設を前提にした協議前に近隣住民と十分協議をすること

などの制限を要望します。

以上